**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年十二月三日臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により平成二十五年二月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十八日

福島県福島市渡利字舟場二〇番地
医療法人尚愛会
清算人　大越　暁子

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十五年二月七日東京都知事の解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十八日

東京都世田谷区喜多見三丁目三番六号
喜多見東土地区画整理組合
代表清算人　齋藤　隆

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年十二月二十四日の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、平成二十五年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十八日

香川県木田郡三木町大字井戸二三六三番地五
医療法人社団おかべ整形外科
清算人　岡部　賢子

**第三十七期決算公告**

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

| | |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 五〇四 |
| 固定資産 | 六九 |
| 資産の部合計 | 五七三 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 二三六 |
| 賞与引当金 | 七三 |
| その他 | 一六三 |
| 固定負債 | 一八〇 |
| 退職給付引当金 | 一八〇 |
| 負債の部合計 | 四一六 |
| 株主資本 | 一五七 |
| 資本金 | 九〇 |
| 利益剰余金 | 六七 |
| 利益準備金 | 三一 |
| その他利益剰余金 | 三六 |
| （当期純利益） | （三〇） |
| 純資産の部合計 | 一五七 |
| 負債及び純資産の部合計 | 五七三 |

平成二十五年三月十八日

愛媛県西条市ひうち六番地三
愛媛サニタリープロダクツ株式会社
代表取締役　山下　博之

**配当公告**

北海道恵庭市北柏木町三丁目一八一番地
破産者　八紘リース株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年（フ）第九九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二一一、一八一、〇七一円

一、配当をすることができる金額
金九六、七五二、三七五円

平成二十五年三月十八日

札幌市中央区大通西一一丁目四番地　登記センタービル二階
破産管財人　青木　豪

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県小田原市中里四三七番地一〇、最後の住所神奈川県平塚市代官町二〇番一―四〇二号プリムローズ湘南
被相続人　亡　鍬塚なほみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

事務所北海道千歳市千代田町六丁目七番地二駿河千代田ビル六階　千歳法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙田周一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍札幌市白石区北郷二条一二丁目三一番地、最後の住所札幌市西区琴似三条七丁目二番二〇号
被相続人　亡　大久保玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　第2タイムビル六階　坂本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂本　泰朗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県刈谷市松栄町三丁目三番地二、最後の住所札幌市豊平区福住三条九丁目四番二三号
被相続人　亡　内山　雅博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　第2タイムビル六階　坂本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　坂本　泰朗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市豊平区美園八条三丁目三番、最後の住所札幌市豊平区美園七条三丁目三番一三号　U－BOX二〇一号
被相続人　亡　久保田桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目　南大通ビル三階　伊東・實重法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　實重　洋祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県一関市大東町沖田字本宿二番地、最後の住所岩手県釜石市甲子町第一〇地割六九〇番地二村上鐵郎方
被相続人　亡　村上　愛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

事務所岩手県遠野市中央通り五番一〇号
相続財産管理人　畠山　信秀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県伊達市保原町字八丁目一〇番地、最後の住所福島県伊達市保原町字西町六番地四
被相続人　亡　髙原　裕志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

事務所福島県福島市山下町二番八号
相続財産管理人　司法書士　芳賀　裕

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県日立市中成沢町二丁目七番、最後の住所茨城県日立市中成沢町二丁目七番一二号
被相続人　亡　瀬谷　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十八日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号
相続財産管理人　弁護士　片岡　優

**第６期決算公告**　平成25年３月18日

秋田県能代市扇田字扇渕１番２号
**東海能代精工株式会社**
代表取締役社長　佐藤　道夫

**貸借対照表の要旨**（平成24年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 508,799 |
| | 固定資産 | 207,328 |
| | 資産合計 | 716,127 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 135,068 |
| | 固定負債 | 8,615 |
| | 負債合計 | 572,443 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 剰余金 | 206,311 |
| | 利益準備金 | 356,131 |
| | その他利益剰余金 | 2,500 |
| | （うち当期純利益） | 353,631 |
| | 純資産合計 | (46,268) |
| | 負債・純資産合計 | 716,127 |